

報第1号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

令和6年4月22日提出

京都市長 松井孝治

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第78号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第1号中「第25項第3号」を「第25項第4号」に改め、同項第4号中「第33項」を「第32項」に改め、同項第5号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和

8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例の規定は、令和6年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。